

【目的】

一般用医薬品の販売の担い手である登録販売者の資質の向上をはかることで、医薬品の購入者への十分な情報提供と相談対応をおこなう等適正販売の体制を構築し、府民の健康増進に寄与する。

課題・問題等

- 医薬品販売時に、専門家による適切な情報提供が十分にされていない。
- 販売従事登録後、登録販売者の継続研修が十分に行われていない。

研修制度

薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(いわゆる“体制省令”)

薬局開設者及び医薬品販売業者は、一般用医薬品の適正販売等のため、登録販売者を含めた従事者に対する研修を実施しなければならない。

内部研修

薬局開設者等が自ら登録販売者に対し行う研修のことをいう。

外部研修

外部の研修実施機関が行う研修を受講させることをいう。

登録販売者の資質を向上させるための研修の内容

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ② 人体の働きと医薬品
- ③ 主な一般用医薬品とその作用
- ④ 薬事に関する法規と制度
- ⑤ 一般用医薬品の適正使用と安全対策
- ⑥ リスク区分等の変更があった医薬品
- ⑦ その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等

行政の役割

薬局開設者及び医薬品販売業者に対して、登録販売者の資質向上を図るため研修等の実施或いは外部の研修等を受講させるよう指導していく。

- ① 通知を発出し、研修義務について、周知をはかる。(年1回程度)

対象: 薬局	1516件
店舗販売業	695件
配置販売業	352件

- ② 研修に関する自己点検票を作成し、ホームページ等で公開する。管理記録簿の様式に取り入れるなど、薬局開設者等に活用してもらう。

- ③ 研修の実施状況を把握・評価するとともに、積極的に研修を実施するように指導する。

- ④ 販売従事登録を行った登録販売者に対し、継続した自己の資質向上が必要である旨を周知する。(窓口でチラシ等を配布する。)